

小牧市自殺対策計画策定委員会設置要綱

〔平成30年3月13日〕
〔29小保セ第2145号〕

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づく本市の自殺対策についての計画（以下「小牧市自殺対策計画」という。）を策定するに当たり、自殺対策に関する調査、分析、計画の策定等を行うため、小牧市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する調査及び分析に関して意見を述べること。
- (2) 自殺対策の基本方針及び計画の策定に関すること。
- (3) その他自殺対策について市長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般社団法人小牧市医師会に属する医師
- (2) 愛知県春日井保健所の職員
- (3) 社会福祉法人小牧市社会福祉協議会に属する者
- (4) 民生委員の代表者
- (5) 公募により選ばれた市民
- (6) 市職員

3 委員の任期は、小牧市自殺対策計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されるまでの間に開く会議は、市長が招集する。

2 委員会は、会議において、必要と認める場合は、議事に関係のある者に対して、出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(策定部会)

第6条 第2条に規定する所掌事務の専門的事項について調査研究等を行うため、委員会に策定部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、部会員9人以内で組織する。

3 部会は、次に掲げる者のうち、当該部署又は行政機関の長が指名する者をもって組織する。

(1) 愛知県春日井保健所の職員のうち、精神保健に携わる者

(2) 市内の小中学校養護教諭又は保健主事

(3) 商工振興課の職員

(4) 福祉総務課の職員

(5) 地域包括ケア推進課の職員

(6) 長寿・障がい福祉課の職員

(7) 保健センターの職員

(8) 小牧市中央子育て支援センターの職員

(9) 市民病院の職員

4 部会員の任期は、小牧市自殺対策計画の策定が完了するまでとする。

5 部会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、委員長が選出されるまでの間に開く会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健センターにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。